

II 令和2年度事業報告

1 事業内容

(1) 学齢児寮での生活支援

ア 支援目標

- ・日々の生活を通して、共に行動し、共感し合い、支え合いながら、児童に情緒的な安定感と満足感を与え、活気ある学園生活を送らせる。
- ・規則正しい睡眠、バランスのとれた食事などとともに、リズムのある生活日課をを通じて、規則正しい生活を身につけさせる。
- ・集団生活により、責任感や思いやりのある生活を学ばせる。

イ 支援内容

- ・生活日課

生活日課は季節によって多少変動はあるが、基本は下記の表の通りである。

平日日課

7:00 起床・清掃
7:30 朝食・登校準備
8:30 分校登校
12:15 帰寮・昼食
13:30 分校登校
15:30 寮活動・クラブ活動
17:00 学習・日記
18:00 夕食・入浴・自由時間(TVなど)
21:00 就寝

土日日課

7:30 起床・清掃
8:00 朝食
9:30 本館清掃(土)学習(日)
11:00 学習(土)作業(日)
12:00 昼食
13:00 寮活動(自由時間)・クラブ活動
17:00 学習・日記
18:00 夕食・入浴・自由時間(TVなど)
21:00 就寝

○ 個別支援

- ・入所：入所から数日間は、できる限り集団から分離し、個別支援棟にて生活する。その期間はインテーク面接を行い、入所に至った経緯、学園生活での目標、日課・ルール確認等の面接及び作文を行う。また、職員と1対1で作業・軽めの運動・食事を行い、入所して不安がある児童とのコミュニケーションの時間をとっている。その他にも教頭、生徒指導担当、担任面接、心理士・保健師（性教育）・栄養士（アレルギー確認・食環境確認）との面接、学力検査等を行う。
- ・児童自立支援計画票及び再評価
児童が入園し約1ヶ月で生育歴を含めたフェイスシートを策定し、おおむね2ヶ月後に自立支援計画表を策定している。その後は半年毎に見直し、新たな課題確認・設定をしている。定期的に児童相談所と支援会議を行い、児童と家族、学校の状況等についての情報共有をし、現実的・具体的な支援に結びつくよう協議を行っている。
- ・特別日課
無断外出、暴力行為、他の児童に対するいじめ、窃盗、禁止物品の持ち込み、授業妨害、異性交遊等、大きな問題行動や重大な規則違反を行った児童に対して実施している。園内で協議を行い当該児童に適した特別日課プログラムを作成し、集団から隔離をして個別支援を行っている。特別日課では、なぜ問題行動をしたかを振り返り、作文・面接・作業を通して落ち着いて自分自身と向き合う時間を過ごせるように支援する。

○ 集団支援

集団生活の中で、日課等を通じて各々に役割を与え、帰属感・責任感・思いやりの心を持っているように指導している。

また、寮内の生活状況・雰囲気等、児童同士が意見を出し話し合いを行いながら、児童自身がよりよい生活を送っていくためには、どのように行動していけば良いのか考える場を設けている。

○ 作業支援

・環境美化活動

作業指導の一環として月一回、児童と職員が一緒になり、「全員で学園の環境美化に努めよう」というスローガンのもと実施している。

・指導目標

- ①環境美化活動を通して、児童一人一人が「生き抜く力」を養う。
- ②環境美化活動を通して「働くこと」や「自分が役に立つこと」の大切さを理解させる。
- ③きれいになった作業場所を実際に見て、環境美化を再認識させ「達成感」や「自分で実行する力」を支える。
- ④ 児童と職員が共に同じ作業をすることで、信頼関係の向上をねらう。

○ クラブ活動

児童の健康な身体作りと、情操教育、継続した努力による心身の成長を図る事を目的として、入部希望制でクラブ活動を行っている。活動内容は、関東地区自動自立支援施設協議会復興事業と関連づけて活動している。

男子：野球部・水泳部・卓球部の活動を行っている。

女子：バレーボール部・水泳部・卓球部の活動を行っている。

(2) 年長児寮での支援

ア 支援目標

「周囲の理解と協力を得ながら、自分で考え実践すること」を自立と考え、集団生活の中で周りの児童や職員との「和」を大切にしながら、健康的な生活を保ち、学園での安心・安全が確保された生活を通じて、自分の課題を見つけて、自分で取り組む事を目標とする。

高校生は学校の継続、就労をしている児童は貯蓄と自立に向けた自分自身の生活のリズム作り、就労を目指す児童は就職先を見つけるために積極的に就職活動を行うことを目標とし、職員はそれに対して、児童の自主性を尊重しながら支援を行っている。

イ 職員体制

武尊寮指導係の職員が8名（正規職員5名及び嘱託職員3名：うち、正規職員1名と嘱託職員1名は女性）で支援を行う。固定曜日に宿直補助員が夕方から翌日の朝まで勤務する。

ウ 対象となる児童

○義務教育を終了した15才以上の児童

- ・全日制、定時制、通信制のいずれかの高校に通学している児童
- ・特別支援学校に通学している児童
- ・就労自立を目指している児童

エ 日課

高校に通っていたり、アルバイトが中心であったりと生活のリズムが児童それぞれに異なっているため、起床時間（平日は午前7時、土曜日・日曜日・祝祭日は午前8時）と就寝時間（23時の共有スペースの消灯）以外は定めのないものとする。決まった食事時間に食事を摂ること、自分で決めた時間通りに行動出来るように支援する。

※ハウ(報告)レン(連絡)ソウ(相談)の徹底

児童の自立には報告・連絡・相談が不可欠である。特に外に出て活動している児童は、その日の出来事や今後の予定などを報告・連絡が出来るように児童に投げかける。やってみたいことを自分で判断せず、適切な状況で実施するための「相談」も重要だと考えている。

オ 支援内容

① 生活日課

児童それぞれのライフスタイルが異なるため、一斉起床はない。自分で決めた時間に自分で起床し、規則正しい生活を送ることが自立への第一歩と考えている。食事は決められた時間に摂るように心がけている。朝食は7時、昼食は12時、夕食は18時。ライフスタイルの差から、食事の時間もずれてしまうが、調理職員が丹精込めて食事を作ってくれていることへの感謝を忘れずに食事を摂るよう心がける。

消灯時間も一斉には行わないが、共有スペースの消灯は23時である。早めに就寝することも可能とする。児童自身の決めた時間に就寝するよう促して行く。

寮内の共有スペースは児童自身で掃除を行う。掃除分担の特定は実施しておらず、自らの意思で生活共有スペースの掃除を実施。掃除の仕方等マニュアルを掲示し、それに沿って行えるようにする。

園内の環境美化や寮周辺の環境美化については、特に特定の時間を設けていたり、児童が集団で行うことはない。職員が環境美化をしている姿を見ながら、児童が自らの良い行動について考え、実行できる気持ちを醸成している。

寮内にあるホワイトボードの予定表に外出先と帰寮時間を記載することで外出を認める。帰寮時間を守らない際は注意を行う。児童自身の自立心を促すため、自分の決めた時間や計画を守るよう指導を行う。社会的に出入りすることが不適切な場所への外出は認めない。具体的には職員との相談が主になる。

② 高校生支援

意欲を持って学校に通えるよう日々の児童の悩みや思いを傾聴しながら、適宜アドバイスをし、学校に毎日通えるよう生活の支援を行う。学校とは定期的な情報交換会を実施し、児童の学校での様子や寮での生活の様子の情報を共有しながら、児童のより良い学校生活の充実に向けた取り組みを実施している。進路に関しても面談に積極的に参加し、保護者の意向や児童の意向を確認し、情報を共有しながら対応している。

③ 就労支援

長年にわたり御協力をいただいている、ぐんま学園協会の協力事業者へ職場体験や職業実習依頼をしたり、「ハローワーク前橋」に行き就労自立を含めた職業開拓を実施。近年は「ぐんま若者サポートステーション（地域若者サポートステーション）」「ジョブカフェ群馬（若者就職支援センター）」と連携し、児童一人一人に合った職業選択が可能となるよう支援している。また、療育手帳や精神保健福祉手帳を所持している児童については、障害者総合支援法の下で切れ目なく支援が繋がっていくことも視野に入れ、児童相談所だけでなく相談支援事業所や市町村担当課とも連携を図っている。

④ リーディングケア

就職自立、進学自立が決定した児童に対して、一人暮らしのシュミレーションや金銭管理の仕方を支援している。また、施設退所者を対象として支援しているヤングアシスト『いっぽ』の方に来園していただき、施設の利用の仕方の説明をいただいている。退園後の生活相談、就労相談ができる相談場所の1つとしての役割を担っていただいている。

(3) 協力団体

ア 概要

公益社団法人前橋青年会議所（前橋JC）との関わりは、昭和35年に前橋青年会議所奉仕部のメンバーから、当園にカレー粉数千分を寄贈していただいたことに遡る。

前橋青年会議所の協力の元、開始された職業実習は、昭和38年からスタートし（複数回実施の年あり）歴史ある行事となっている。

ぐんま学園協会は昭和63年に公益社団法人前橋青年会議所OBから組織を発展的に継承した団体であり、学園の誇りでもある。現在の職業実習は協力会メンバーのもとで実施させていただいている。公益社団法人前橋青年会議所とは職業講話・交流会等で関係を継続している。職場見学は中学生全児童対象・職場体験は中学1、2年生対象とし、ぐんま学園協会・公益社団法人前橋青年会議所のメンバーの事業所を中心に実施させていただいている。

行事の時だけでなく土日の午後に学園に来園し、バスケやサッカーなどの運動を一緒にしてくれている。行事の際には、遊んでくれる面白い大人として、職場体験や見学の際には真剣に働く大人として、両方の姿を見ることで、子どもの良いモデルにもなっている。

また、卒業を祝う会では、ぐんま学園協会から社会人になり一生使えるものとして、毎年印鑑を卒業を祝う会にて贈呈していただいている。

(4) アフターケア

対象児童の社会的自立支援を目的として、毎年度毎に「ぐんま学園」退園児童の事後指導(支援)実施要領を策定しアフターケアを行っている。

- ア 対象児童 退園後概ね3年以内の児童。高校生や事後指導を必要とする児童については1年の延長及び必要に応じた対応を行う。
- イ 対応職員 支援の効果等を考え当該児童在籍時の担当又は寮職員等の直接支援に当たっていた職員が対応する。
- ウ 支援方法 児童本人、家族、学校、職場等への訪問面接等や電話、メール等関係者のニーズにあわせ効果的な支援を行う。また、関係機関との連携協力、理解を得ながら、一貫性のある支援を保つ。
- エ 支援の記録 実施後は所定の様式により速やかに報告を行い、各寮毎の事後指導記録に編纂する。また、寮長会議で報告をし、情報の共有を図っていく。

(5) 心理支援

ア 目的

学園における心理支援では児童の抱える困り感の解決を図ることや、児童自身の自己理解を促し、生活や学習の場面において適切な行動がとれるようになることを目的としている。困り感を解決し、適応的な行動を身につけることで、在園中に限らず退所後も安定した生活を送れるようになることを目指す。

イ 支援内容

心理療法や心理教育、認知行動療法、ソーシャルスキルトレーニング (SST)、アンガーマネジメント (ACT)等、個人に合った療法やプログラムを使って支援する。

集団に対し、アサーショントレーニングやソーシャルスキルトレーニングを実施する場合もある。

ウ 対象

学園および寮からのオーダーを受けて実施する。日常生活において扱うことが難しいとされる特定の行動上の課題が顕著である児童へ適切な技法を用いて介入していく。

エ 課題別プログラム

認知行動療法 (改善したい特定の行動や思考にアプローチする)、感情調整プログラム (感情の未分化さが感じられる場合)、ソーシャルスキルトレーニング (社会性を育てる)、アンガーマネジメント (ACT:怒りの感情をコントロールする)、アサーショントレーニング (自分も相手も気持ちのよいコミュニケーション)、心理教育プログラム等。

オ その他

心理支援は心理面接だけで成り立つものではなく、生活支援、学習支援との協働により可能となる。寮職員や分校の教職員、児童相談所と連携し、コンサルテーションを実施することで、より課題を多角的にとらえ評価することができる。

(6) 学習指導 (みやま分校)

ア 学校教育目標

小学部:「明るく優しい心で、粘りよく学習や運動に取り組む児童」の育成

中学部:「自らの考えを持ち、他を思いやる豊かな心で、くじけずねばり強く努力する生徒」の育成

- みやま分校「心の教育」:ねばり強く確かな学力や健康・体力づくりに取り組み、一人一人の将来の幸福を創造する生き方を育成する

教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、群馬県教育委員会並びに前橋市教育委員会の行政方針を踏まえ、強くたくましく思いやり溢れる豊かな心の育成を目指す、みやま分校「心の教育」を基本におき、粘り強く確かな学力や健康・体力づくりに取り組み、一人一人の将来の幸福を創造する生きる力を育成する。

イ 経営方針

児童自立支援施設内に設置された義務教育学校として、児童福祉関係機関との密接な連携を図りながら、児童生徒の自立を支援し社会の一員としての自覚を持たせるとともに、確実な基礎学力と豊かな心を身につけ、たくましく生き抜く児童生徒の育成を目指す。

ウ 努力点

① 生徒指導の充実

- ・教職員間の共通理解を図り、ぐんま学園職員との連携を考慮しながら同一歩調で児童生徒の指導にあたる。
- ・問題行動の予防と、早期発見・早期指導に努める。
- ・学級経営を充実させ、生徒理解と共感的生徒指導に努める。
- ・授業を通して、共感的な人間関係づくりを行う。

② 基礎学力の向上

- ・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくりを行う。

③ キャリア教育の充実

エ 分校の特色

① 生徒指導の充実のために

- ・毎時間の児童生徒の取り組みの様子を「児童生徒の記録」として記録し、学園と共有する。
- ・授業中の諸問題の「支援」にあたる教師が廊下に待機する。

② 基礎学力の向上のために

- ・個に応じた指導のため、個人差の大きい数学や体育等でのTTを実施する。
- ・ユニバーサルデザインの視点での授業・教室経営。
- ・個別の課題を準備し、個に応じた指導を行う。

③ キャリア教育の充実のために

- ・学園や協力会と連携した、全中学生対象の職業体験や職場体験の計画的な実施。
- ・協力会の方からの職業に関する講話を実施。

(7) 子どもの権利擁護

ア 子どもの権利ノート

人権のうち、特に児童の権利だけを別に定めた『児童の権利に関する条約』が1989年の国連総会で採択された。日本は1994年（平成6年）4月22日に条約を批准し、世界で158番目の締約国となり、同年5月22日に効力が発生した。条約発効を受け各都道府県では児童の意見表明権を保障するため「権利ノート」を作成した。

群馬県でも平成13年から児童福祉課（当時）が中心となり、群馬県社会福祉協議会、児童相談所、児童養護施設、乳児院、ぐんま学園の職員が集まり、「児童の権利ノート」の作成が始まり、翌年3月に群馬県独自の「権利ノート」を発刊した。その後、児童福祉法が改正されたこともあり随時見直しを行い、平成25年3月に再改訂を行った。入所時に「ぐんまこどもの権利ノート」を児童・保護者の前で説明、配布し権利擁護を図っている。

イ 苦情解決システム

児童の人権保護のため、児童個々人の苦情を解決するシステムとして、平成13年12月から苦情解決システムをスタートした。このシステムは児童の意見表明権を保証したものであり、学園生活の中でのいじめ解決、疑問解消等、様々な苦情を解決するシステムである。

学園内に苦情受付担当者を決め、要望苦情受付窓口として児童に広報するとともに、担当者に直接要望や苦情が言いづらい児童のため、本館玄関に要望・苦情受付投書箱「私の声」を設置し、児童が自由に投書できるようにした。また、年長児寮は寮内にも投書箱を設置している。なお、平成31年1月に入所児童に対し「私の声」について、投書のしやすさ等に関するアンケートを行ったところ、「今の場所では投書しにくい」という意見があり、投書箱を本館事務室入り口に増設した。

「私の声」の投書には記名を義務づけず、投書箱の鍵は園長が直接管理し、1週間に一度の頻度で開け、児童の投書について迅速に対応するようにしている。対応方法は、投書をした児

童が特定できる場合は直接回答したり、全体に関わるような内容については朝礼等で全児童に回答する、寮の指導者が対応するなどその方法は様々だが、児童の苦情や疑問に対しきちんと答えるシステムをとっている。

また、苦情解決システムでは、学園内で苦情を解決するだけでなく、第三者に解決を依頼できる方法「第三者委員制度」もあわせてとっている。第三者委員には、3名の学識経験者をお願いし、任期一年（再任は妨げない）で児童の苦情を解決するための様々な助言をいただいている。年一回「第三者委員連絡会」を開催し苦情の報告、解決方法、解決後の状況等を委員に報告し、その後情報交換や児童との会食等を行っている。

児童入所時には、児童・保護者の前で、学園独自に作成した、「大切なあなたへ」（入所児童が安心して生活する権利を有すること、苦情解決システムの概要及び苦情の出し方、関係機関への連絡先を明記したパンフレット）を説明・配布し、制度の周知を図っている。

（8）健康管理と安全対策

ア 健康管理

- ① 児童の健康状態を把握する。
 - ・既往歴や健康状態・予防接種歴等の把握
 - ・内科健診・歯科検診の実施（内科：年間2回、歯科：年間1回 入所時に内科・歯科検診の実施）。
 - ・嘱託医と相談し必要に応じて、医療につなげる。
- ② 保健だよりや各種健康教育をとおして、健康的な生活が送れるよう支援する。
 - ・保健だより・・・月1回発行
 - ・健康教育の実施・・・手洗い講習会・たばことお酒の講演会など
- ③ 保健情報を職員や児童に伝達し、予防的な行動が自ら行えるようにする。
 - ・寮内の衛生管理の指導
 - ・感染性胃腸炎やインフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症予防の徹底
 - ・インフルエンザ予防接種の実施
 - ・熱中症予防の徹底
- ④ 衛生観念と基本的な衛生習慣を身につけられるよう支援する。
 - ・はみがき、洗面、入浴の指導
 - ・手洗い、うがいの指導
 - ・ハンカチの携行の指導
- ⑤ 分校において学齡児は学校保健の中で対応する。

イ 食事・食育について

【食事】

- ・美味しく楽しい食事（嗜好の考慮、五感の発達）
- ・日本人の食事摂取基準に基づいた献立の作成
- ・大量調理施設衛生管理に添った衛生管理及び調理
- ・疾病やアレルギー児及び宗教上の食文化、食習慣への配慮（代替食や除去食等）
- ・児童の状況把握及び残量調査等寮巡回
- ・非常食の備蓄（調理室及び各寮保管）

【食育】

- ・食事時の衛生指導、配膳準備、後片付け等
- ・寮栽培活動
- ・寮及び個別の調理実習
- ・行事食等の伝承
- ・食育マニュアルの活用、給食だよりの発行、クイズ、食に関する話等
- ・入所時の面接、アンケート（入所前の食生活の把握及び食育指導等）
- ・退園前の自炊指導、調理マニュアルの配布等

ウ 安全対策

ぐんま学園は児童にとって安全な場所であるために、以下のとおり各種対策を講じる。

① 災害時の対策

入所児童及び職員の安全確保を第一に、県が策定している「災害時等職員アクションマニュアル」「県地域防災計画」及び「ぐんま学園・みやま分校消防（防災）計画」「洪水時の避難確保計画」により職員の行動指針を明確にし危機管理の対応を講ずる。

災害時の発生時には、ぐんま学園災害時職員参集計画に基づき災害応急対策を講ずる。

なお、震度6弱以上の地震の場合は当然自主登庁となり、参集計画によらずとも自動的に参集となる。

地震のみならず雪害等で流通が止まることがあるので、給食について困ることのないように、非常食を用意しておく。

② 感染症等対策

職員及び児童は感染症や食中毒を発生させないため、日常から消毒・手洗い等を行い予防に努める。

万が一発生した場合は厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」等に基づき必要な措置を講ずる。

また、職員は感染症や食中毒についての情報収集に努めるとともに、保健所等の関係機関と日頃から連携を図り、平時から情報共有ができる態勢を整える。

③ 防火対策

ぐんま学園は甲種防火対象物であることから、消防法等関連法令に従い消防計画を定め、防火管理者の選任や消火器等消防用設備の適切な維持管理を行う。

また、児童及び職員は群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条に基づき、月1回の避難・消火訓練を実施する。

④ 施設設備点検

建築基準法第12条に基づく定期点検を実施するとともに、職員は常日頃から敷地を囲むフェンスを含め学園の施設設備について不都合がないか点検を行う。なお、みやま分校では学校施設を月1回点検している。

⑤ 不審者対策

不審者の侵入等に対しては、門扉の夜間施錠の徹底、防犯カメラや防犯センサーの作動等により安全確保に努める。

不審者を発見した場合は、「ぐんま学園・みやま分校 不審者侵入時の対応マニュアル」に基づき適切な対応を行う。

(9) 性に関する教育

ア 性情報の氾濫により偏った知識、間違った知識から性的逸脱行動に走る児童の増加に対して、入所児童を対象に、学園職員による「性教育プログラム」を実施し、正しい知識、モラルを習得することで退園後も社会生活で戸惑うことなく送れる様にする。

外部講師を招き、児童職員対象の研修を開催し児童への性教育と共に職員のスキルアップを目指す。毎月定例会議を開催しケース検討、性的問題行動に対応していくための事例集を作成していく。

また性的問題行動が発覚した児童に対しては臨時委員会を随時開催し協議、処遇する。

イ 性教育プログラムの流れ

①入所当日、性感染症検査の委任状に保護者のサインをいただく。原則、性交経験がある児童は性感染症検査を行う。

②入所直後保健師が個別面接をし、『性に関するアンケート』を実施し、『性のルール』について説明する。

③寮で『性のルール』の確認をする。

④入所後1ヵ月以内にプライベートゾーンと境界線の説明を行う。

⑤入所後2～3ヶ月経過した頃から、適宜『性教育テキスト』を実施する。

⑥性加害が主訴で入所した児童、性被害を受けてきた児童については、児童相談所と性教育を実施の仕方について協議を行う。

⑦入所期間中、日常生活の中で性に関して気になる言動があれば随時性教育委員会を招集し、対応を話し合う。必要に応じて『児童養護施設等における性的問題行動への対応マニュアル』に沿った対応を行う。担当する児童相談所と情報共有の上、役割分担の協議を行う。

⑧『性教育テキスト』を1度終了しても、問題行動が出た際は必要などころもしくは最初からやり直す等、適宜対応する。

ウ 年間計画

- ①性教育の実施
- ②実施方法と内容の検討
- ③月1回ミニテストを実施
- ④問題発生時の臨時性教育委員会の開催
- ⑤事例集の作成
- ⑥研修の実施

(10) 職員研修

ぐんま学園に入所する児童は、発達上のつまづきや養育環境の問題等、入所理由は様々である。職員は児童に合った支援をしていく必要があり、職員研修を実施し、資質を向上させ、専門性を高めるために、以下のとおり職員研修を実施する予定である。

ア 外部研修

- ・全国児童自立支援施設主催研修
- ・関東児童自立支援施設主催研修
- ・厚生労働省子ども家庭局 国立武蔵野学院研修・国立きぬ川学院研修
- ・こどもの虹情報研修センター主催研修
- ・日本虐待防止学会
- ・赤城少年院・榛名女子学園・前橋少年鑑別所等見学
- ・その他

イ 学園内研修

- ①外部講師による研修
 - ・児童自立支援施設のあり方について
 - ・発達障害について
 - ・施設内性問題の防止について
 - ・児童の暴力への対応について
 - ・関係機関との連携について
 - ・その他
- ②内部研修
 - ・事例検討会
 - ・伝達研修会
 - ・新規採用・異動者向け研修会
 - ・その他

(11) 支援の標準的な実施方法についての定期的な見直し

ぐんま学園で定めている各種ルールやマニュアル類など支援に係る標準的な実施方法 について、定期的な検証・見直しを行う。

なお、平成27年度から特に1月を見直し月間として定めている。

(12) 個別支援棟の有効活用

行動上の問題に対応するためクールダウンを要する時や入所時、インフルエンザ等感染性疾患に対応する等の個別支援に対応するため、平成28年度に赤城寮に1棟、平成29年度に榛名寮に1棟建設（設置）したため、有効に活用していく。

(13) 年間行事

令和2年度の年間行事は新型コロナウイルスの影響で関東地区児童自立支援施設協議会の振興事業は全て中止となった。また協力団体等との交流行事や外出等の行事は中止となった。園内の行事に関しては、感染対策や実施方法を考慮しできる限り実施した。

実施した園内行事は以下の通りである。

ア 児童自立支援に資するもの

(困難に打ち勝つ強い精神と協力心を養うと共に健全明朗な心身を育成するもの)

月例マラソン、部活動、けん玉大会、帰宅訓練

イ 教育活動による

入学式、職業講話、卒業式

ウ 行事により生活にメリハリをつけ共同生活を充実させるもの

誕生会、寮外出、帰宅訓練

エ その他法令等で決められているもの

避難訓練、消火訓練、環境美化活動

2 事業実績

(1) 児童の状況

○ 入・退園の人数

年度	入 園				退 園			
	30	31	2	合計	30	31	2	合計
男子	20	16	11	47	15	13	18	46
女子	5	6	3	14	8	3	5	16
合計	25	22	14	61	23	16	23	62

○ 退園後の状況

退園事由	年 度			30			31			2			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
家 庭 復 帰	2	1	3	1		1	2	4	6	5	5	10			
復 学	9	2	11	5	1	6	6	1	7	20	4	24			
進 学															
就 職															
そ の 他															
施 設 変 更	1	2	3	2	2	4	2		2	5	4	9			
自 立 就 職	3		3	3		3	4		4	10		10			
少 年 院		1	1										1		1
国 立 施 設				1		1				1		1			
強 制 引 き 取 り															
そ の 他		2	2	1		1	4		4	5	2	7			
合 計	15	8	23	13	3	16	18	5	23	46	16	62			

年度末、中学3年生10名在籍し全員高校へ進学、うち9名は家庭復帰、1名は武尊寮へ移寮した。また、年長児武尊寮からは昨年度6名が退園した。年度途中で退園した2名の児童うち1名は社員寮に入り就職自立し、1名は愛知県のグループホームから作業所へ、年度末に高等特別支援学校を卒業した児童1名はグループホームから作業所へ、通信制高校を卒業した児童1名は自立し専門学校へ、県立高校を卒業した3名の児童のうち2名は自立し就職へ、1名は関東信越国税局へ入局し、現在税務大学校で学んでいる。

○ 月別在籍児童（初日現在）

年度 月	28			29			30			31			2			5年間平均		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4月	21	3	24	20	2	22	17	4	21	21	1	22	22	4	26	20.2	2.8	23.0
5月	23	3	26	22	3	25	18	5	23	23	3	26	23	5	28	21.8	3.8	25.6
6月	24	3	27	22	4	26	20	4	24	25	4	29	25	5	30	23.2	4.0	27.2
7月	26	2	28	25	4	29	23	4	27	25	3	28	27	5	32	25.2	3.6	28.8
8月	27	1	28	25	5	30	25	4	29	27	4	31	27	4	31	26.2	3.6	29.8
9月	26	1	27	24	5	29	23	4	27	29	4	33	27	4	31	25.8	3.6	29.4
10月	25	2	27	25	6	31	24	5	29	29	4	33	27	3	30	26.0	4.0	30.0
11月	24	3	27	26	6	32	26	5	31	29	5	34	26	3	29	26.2	4.4	30.6
12月	23	3	26	24	7	31	27	6	33	29	6	35	26	4	30	25.8	5.2	31.0
1月	23	4	27	26	7	33	27	6	33	29	6	35	27	5	32	26.4	5.6	32.0
2月	23	5	28	27	7	34	28	5	33	29	6	35	28	5	33	27.0	5.6	32.6
3月	22	5	27	28	7	35	28	5	33	29	6	35	27	5	32	26.8	5.6	32.4
延人数	287	35	322	294	63	357	286	57	343	324	52	376	312	52	364	300.6	51.8	352.4
平均	24	3	27	25	5	30	24	5	29	27	4	31	26	4	30	25.1	4.3	29.4

○ 月別退所状況（初日現在）

年度 月	28			29			30			31			2			5年間合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	比率
4月	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2	4	0	4	3.5%
5月	0	0	0	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	4	3.5%
6月	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	2	1.8%
7月	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1.8%
8月	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	6	0	6	5.3%
9月	0	1	1	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	1	3	2	5	4.4%
10月	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	0	2	6	0	6	5.3%
11月	2	0	2	2	0	2	0	0	0	1	0	1	1	0	1	6	0	6	5.3%
12月	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0	3	2.7%
1月	3	0	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	4	3.5%
2月	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.9%
3月	9	3	12	13	4	17	10	4	14	9	3	12	12	3	15	53	17	70	61.9%
合計	21	4	25	22	4	26	15	8	23	13	3	16	18	5	23	89	24	113	100%

○ 児童平均在籍日数

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	5年間平均
学齡児男子	412日	400日	506日	618日	597日	507日
学齡児女子	292日	286日	294日	407日	370日	330日
年長児男子	636日	481日	461日	405日	666日	530日
学園全体	447日	389日	420日	477日	544日	455日

※学籍や審判の関係で再措置になり、在園日数が途切れているケースもある。

○ 児童最短・最長在籍日数

年度	H28年度		H29年度		H30年度		H31年度		R2年度	
	最短	最長	最短	最長	最短	最長	最短	最長	最短	最長
在園日数										
学齡児男子	97日	1069日	193日	784日	246日	785日	220日	1011日	108日	1289日
学齡児女子	151日	404日	118日	448日	2日	787日	185日	679日	121日	711日
年長児男子	99日	1108日	15日	1279日	214日	1090日	218日	890日	351日	689日

○ 児童の無断外出状況

【数値は延べ人数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	5	3	3	1	3	5	3	1	1	1	0	1	27
女	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3
計	5	3	3	2	3	6	3	1	1	2	0	1	30

○ 事後指導

学園内において所期の目的を達成し退園したと言っても、家庭・学校・地域で社会生活を営むのは容易ではなく、場面に応じた適切な指導（支援）が不可欠である。

ケースによっては、退園後、数年、或いはもっと長い空白期間において連絡等が入る場合も多いが、本要項においては「退園直後の最も不安定な時期を支える」という観点から退園後3年以内または高校に在学しているケースについて調査の対象としている。

※令和2年度事後指導（支援）集約表

種別 対象先	郵便	電話	来園	メール	訪問	合計
児童本人	1	39	2	40	10	92
保護者		6			2	8
学校		6			3	9
関係機関等		45	1	1		47
職場		7				7
その他						
合計	1	103	3	41	15	163

(2) 苦情解決システム

○ 「私の声」の投稿件数

年	25	26	27	28	29	30	31	2
件	7	11	19	12	5	18	42	15

○ 令和2年度投稿件数（15件）の内容

- ・苦情 5件
- ・要望等 10件

(3) 健康管理

○ 受診状況（令和2年4月～令和3年3月末現在の延べ人数）

科別	人数	総合病院	人数
整形外科	126	群大付属病院	1
歯科	60	群馬中央病院	1
内科	134	小児医療センター	34
眼科	27	前橋赤十字病院	2
精神科	148	済生会病院	0
耳鼻科	25	精神医療センター	0
外科	15		
皮膚科	46		
産婦人科	1		
腎臓内科	12		
その他	42		
合計	636	合計	38

○ 健康診断等

嘱託医及び学校医による健康診断を分校で実施している。

検診、検査項目は以下のとおりである。

- ・学齢児は学校保健法に基づいた健康管理を実施している。
身体計測、尿検査、眼科検診、心臓検診、歯科検診、内科検診（年2回）、

耳鼻科検診、視力検査、聴力検査、貧血検査、結核検診

- ・年長児（高校生）は基本的に学校で実施する各種検診で対応。
身体検査、尿検査、歯科検診、内科検診（年2回）、視力検査、聴力検査
- ・入所時には、内科検診、歯科検診を実施している。

○ 予防接種実施状況

嘱託医と相談し、必要に応じて実施している。内容は以下のとおりである。

- ・インフルエンザ ・麻疹風疹 ・日本脳炎
- ・ジフテリア・百日咳・破傷風の三種混合
- ・ジフテリア・破傷風の二種混合

○ 感染症発生状況

- ・インフルエンザ 0件 ・ノロウイルス 0件
- ・新型コロナウイルス 0件（PCR検査を5名の児童が受けすべて陰性）

○ 嘱託医師によるカンファレンス

嘱託精神科医に来園して貰い、月に1度カンファレンスを実施したほか、処遇に行き詰まったケースでは随時個別相談を行った。今年度は、新型コロナウイルスの影響でリモートでカンファレンスを開催したケースもあった。

〈緊急事態宣言中の概要〉

- ・リモートカンファレンス 1 ケース
- ・メール、書面指導 1 ケース

〈定期来所持の概要〉

- ・児童面接及びカンファレンス 延べ 8 ケース
- ・健康診断 延べ 2 ケース
- ・健康相談 延べ 2 ケース

(4) 心理支援

○活動結果(令和2年度)

	心理療法	心理検査	生活場面 面接	職員への 助言指導	援助方針 会議出席	医学診断	その他
4月	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0
6月	1	0	0	2	4	0	19
7月	6	0	0	2	5	0	22
8月	9	0	0	8	4	0	17
9月	8	0	3	10	4	0	28
10月	10	0	3	11	1	0	31
11月	14	0	0	11	3	0	29
12月	13	0	0	15	1	0	31
1月	15	0	0	14	7	0	32
2月	17	0	0	14	7	0	33
3月	21	0	0	17	4	0	41
合計	114	0	6	104	40	0	283

※その他：心理記録作成、会議、インテーク面接、性教育委員会、プログラム準備等

(5) 職員研修

○ 園内研修

月	日	研修内容	講師	研修参加者	参加人数
4	21	異動者、新任職員研修	ぐんま学園長、次長 寮統括専門官	学園転入、新採職員	6名
4	28	異動者、新任職員研修	学園職員・分校教頭	学園転入、新採職員	6名
6	2	新任職員研修	学園職員	新規会計年度職員	1名
6	4	新任職員研修	ぐんま学園長、 寮統括専門官、学園職員	新規会計年度職員	1名
12	2	新任職員研修	ぐんま学園長、 寮統括専門官、学園職員	新規会計年度職員	1名
12	18	SNS等により青少年が陥りやすい被害 事案について、またその防止策に関する 情報提供等	群馬県警察本部 子供・女性安全 対策課 課長補佐 野田 順也氏	学園職員 分校職員	15名

○ 外部研修

月	日	主催者	場所	研修名	参加人数
9	15	群馬県中央児童相談所	前橋市	令和2年度第1回施設心理士と児童相談所児童心理司による資質向上のための学習会	1名
11	10	関東地区児童自立支援施設協議会	神奈川県立お おいそ学園	心理担当職員連絡会	1名
11	27	関東地区児童自立支援施設協議会	上尾市	教育活動等研究委員会【生活支援員研究会】	1名
1月30日～1月31日 3月6日～3月7日		前橋赤十字病院	前橋市	ポログラフィートーク ベーシック・アドバンス研修	1名
3月2日～3月15日 まで配信		社会福祉法人 全国社会 福祉協議会 全国退所児 童等支援事業連絡会	オンライン	令和2年度退所児童等支援事業全国セミナー(オンライン)	1名
3月12日～3月18日		群馬県、ぐんま食の安全・ 安心県民ネットワーク	オンライン	食物アレルギーオンラインセミナー「食物アレルギーの基礎知識」	4名

(6) 公益社団法人前橋青年会議所・ぐんま学園協力会との活動

新型コロナウイルスの影響で交流行事は中止、縮小する行事があった。職場見学・職業実習は中止、職場体験は代替えで職業講話を行っていただいた。「出来ることを子ども達に」と実施していただいた職業講話では、子ども達が多くの仕事を知る機会として、映像を取り入れて仕事内容や体験談を語っていただいた。また、感染対策を行い実施した「前橋スカイランタン」作成は、ほとんどの行事が中止になってしまった子ども達にとって、思い出の残る行事となった。

月	日	行事名	内容	実施方法	参加者
4		協力会総会	事業報告、収支報告、事業計画、予算、役員改選、新会長の承認	書面での開催と承認	
5	26	凧作り教室	日本風の会群馬の方を講師に招き実施。前橋青年会議所メンバーも参加。	中止	学齡児
6	13	運動交流試合	男子:野球 女子:バレーボール	中止	学齡児
6	19	職業講話	公益社団法人前橋青年会議所前理事長による講話	感染対策を行い実施。	学齡児
7	9	職場見学	協力会企業への見学	中止	学齡児
8	5	前橋青年会議所との交流	前橋スカイランタンへ参加。ランタンへ願い事やメッセージを前橋青年会議所メンバーと一緒に記載した。	感染対策を行い学園内で実施	学齡児
9		短期職業実習	協力会企業にて実習。	中止	中学3年生
10					
11	27	研修会	児童と会食、ぐんま学園概要説明、意見交	児童との会食は中止。研修会は感染対策を行い少人数で実施。	職員
1	21	職場体験	協力会企業にて実習。	感染対策の観点から受け入れが難しいため、感染対策を行い授業時間に3回の職業講話に置き換えて実施。	中学1、2年生
1	28				
2	3				
3	11	卒業を祝う会	小学生3名、中学生7名の卒業を祝福。協力会より卒業記念品として印鑑を贈呈。	感染対策を行い縮小して実施。	学齡児
7月、9月、10月 12月、2月の第1火曜日		分校朝礼	6名の協力会員によるお話	感染対策を行い朝礼の時間に実施。	学齡児

(7) 施設見学・ボランティア・実習等の受け入れ状況

○ 施設見学

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で施設見学の受け入れを行わなかった。

○ ボランティア

- ・前橋市川原地区更生保護女性会が月1～2回のペースで花壇の整備、美化活動を行ってくださっている。



本館前の植木



学園外回りの除草作業、花植え

○ 実習生

今年度は、新型コロナウイルスの影響で実習生の受け入れを行わなかった。